



発行 東京都

目次

告示

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…一

告示(公)

○教習指導員審査の実施……………三

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課)…四

○軽油引取税に係る特約業者の指定……………(同)…四

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…四

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)…六

○土地収用法施行令に基づく公示送達……………(東京都収用委員会)…六

告示

●東京都告示第十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十九年一月六日

東京都知事 小池 百合子

一(一) 路線名 都道環状六号線

(二) 指定する区間 目黒区下目黒三丁目四百十九番六地先から同区目黒二丁目八百五十二番五地先まで

(三) 指定の概要 別図表示①のとおり

二(一) 路線名 都道白金台町等々力線

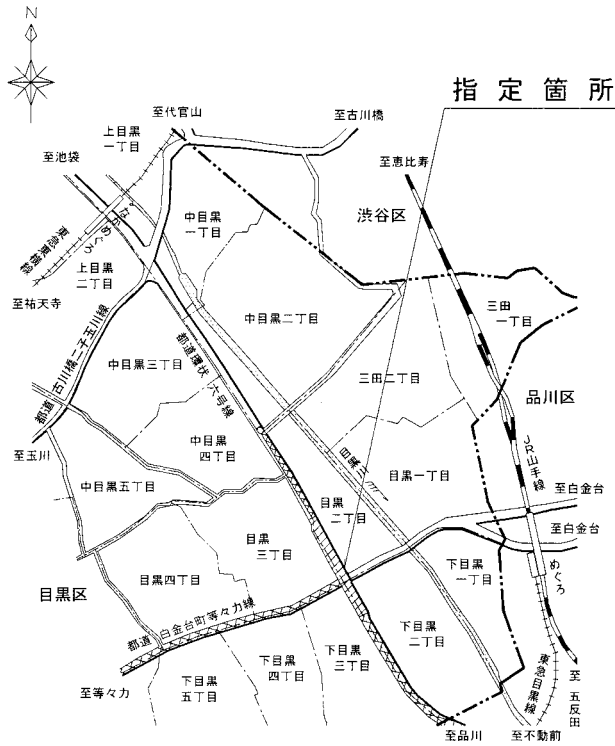
(二) 指定する区間 目黒区下目黒二丁目四百二番八地先から同区下目黒三丁目四百三十四番一地内まで

(三) 指定の概要 別図表示②のとおり

(三) 指定の概要 別図表示②のとおり

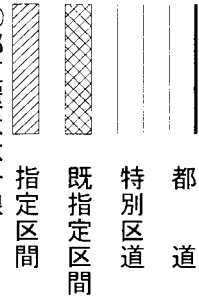
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道環状六号線  
都道白金台町等々力線  
目黒区下目黒三丁目～目黒二丁目

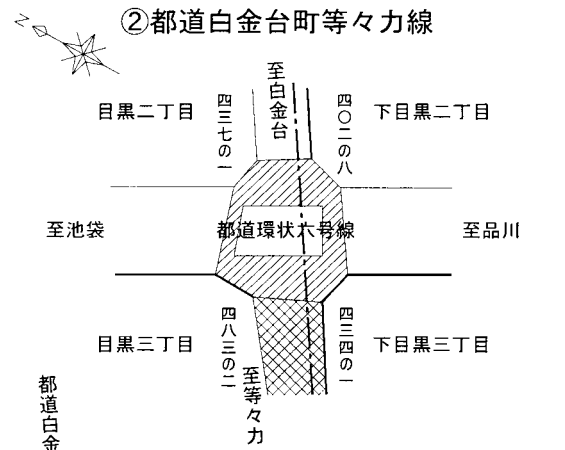


① 都道環状六号線  
延長 三三六・七四メートル  
(電線共同溝予定名称 環状六号 九号)

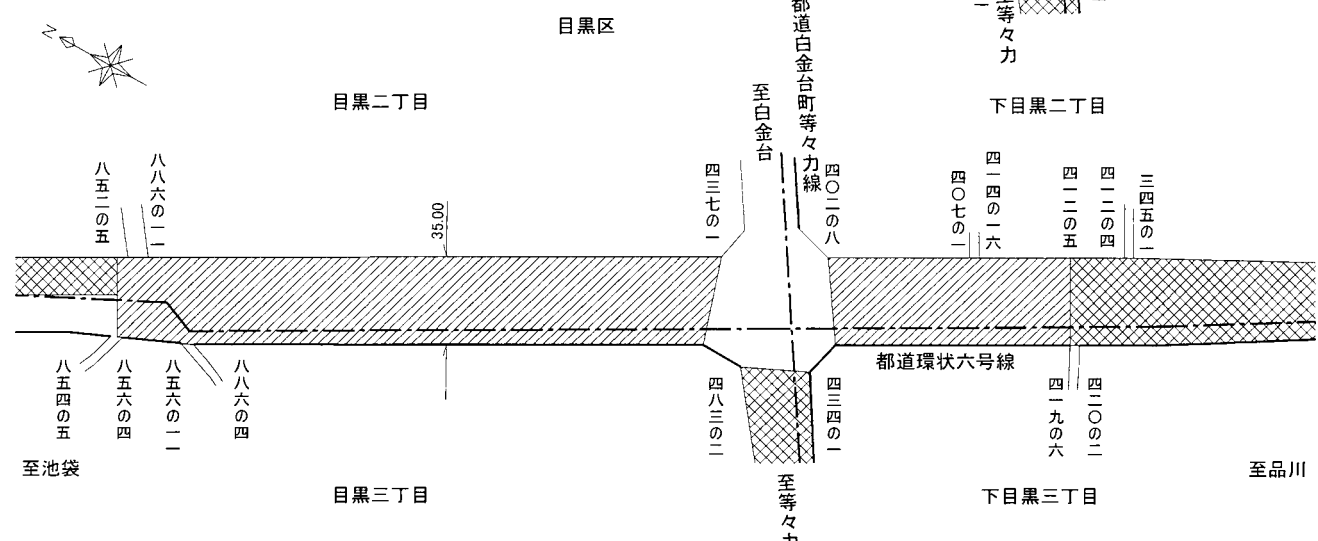
② 都道白金台町等々力線  
延長 五七・三六メートル  
(電線共同溝予定名称 白金台町等々力・四号)



② 都道白金台町等々力線



① 都道環状六号線



# 告 示 (公)

## ●東京都公安委員会告示第8号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月6日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

### 1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車免許教習指導員審査
- (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 牽引<sup>けんいん</sup>免許教習指導員審査

### 2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

### 3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
- ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
- イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をい

う。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

### (2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

### 4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

### 5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成29年2月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

### 6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成29年1月19日（木曜日）及び同月20日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

### (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

### (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成29年1月10日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

### 7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

### 8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

イ 自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (6717) 3137 内線5284

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

こと

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四  
四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都  
条例第五十六号)第三百三条の六第二項の規定により、特約  
業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十九年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
名称 氏名 事業所の所在地  
田口石油 荳沼 孝夫 あきる野市油平百 平成二十八年  
株式会社 九十三番地一 九月三十日

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十  
四条の九第一項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都  
条例第五十六号)第三百三条の六第一項の規定により、特約  
業者を次のとおり指定した。

平成二十九年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 指定年月日  
名称 氏名 事業所の所在地  
合同会社 保 茂雄 武蔵村山市伊奈平 平成二十八年  
タモツエ 六丁目三十一番地 十一月一日  
ナジー の二

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申  
請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五  
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法  
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に  
関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条  
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり  
公告する。

平成二十九年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十八年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東亜細亜青少年育英支援協会
- 三 代表者の氏名  
西村 秀作
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区大久保二丁目二番十一号 新宿太陽ビル  
四階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象として、日本、ミヤ

ンマー両国の教育医療福祉、伝統芸術、文化の各分野に  
おける社会活動と民間交流を機軸とし、両国の各関係機  
関及び各界の諸団体、関係者の支援を得ながら、NGO  
として教育文化交流及び講演会、各種シンポジウム、ボ  
ランティア等の国際的な幅広い民間交流と教育福祉活動  
を推進し、日緬甸両国並びに近隣諸国の融和と潤いある  
地域社会の構築と発展に寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第  
一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があ  
つたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条  
例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三  
号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十八年十月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハートボールプロジェクト
- 三 代表者の氏名  
大塚 修平
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都墨田区緑三丁目五番八号 g r三五八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民に対して、スポーツや健康増進、  
教育、保育、子育て支援に関する事業を行い、老若男女

や障害の有無に関係なく、お互いが理解し合い、支え合  
い、学び合う社会を育むことで笑顔をつなぎ、もって社  
会の発展・向上に寄与することを目的とする。(以上原  
文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人立川市陸上競技協会

三 代表者の氏名

坪内 基治

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市高松町三丁目二十一番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、陸上競技に  
関する事業を通して、その健全なる普及、発達を図ると  
共に、青少年から中高年者の健康と体力向上を図り、ス  
ポーツ精神の昂揚と技術の向上に寄与することを目的と  
する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三鷹次世代育成応援団

三 代表者の氏名

加藤 誠二

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市井口一丁目二十二番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、子供から大人まですべての世代に対して、  
相互に交流し、生き生きと地域で生活できるよう事業を  
行い、次世代を担う子供や若者の豊かな成長に寄与する  
ことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法に

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

一 店舗名

東京都知事 小 池 百合子  
大井競馬場前ショッピングモール ウイ  
ラ大井

二 店舗所在地

品川区勝島一丁目六番

三 設置者名

東京都競馬株式会社

四 意見

ア 聴取者 品川区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十八年十二月九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年一月六日から同年二月六日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例(平成元年東京都条例第十号)に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 府中駅南口第一地区

二 店舗所在地 府中市宮町一丁目百番

三 設置者名 府中駅南口第一地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者 府中市長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十八年十二月十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年一月六日から同年二月六日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例(平成元年東京都条例第十号)に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

東急スクエアガーデンサイト

二 店舗所在地

大田区田園調布二丁目六十二番四号

三 設置者名

東京急行電鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十八年十二月九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年一月六日から同年二月六日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例(平成元年東京都条例第十号)に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) 赤坂4丁目店舗新築工事

二 店舗所在地 港区赤坂四丁目百十八番ほか

三 設置者名 株式会社ドンキホーテホールディングス

四 意見

ア 聴取者 港区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年十二月十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年一月六日から同年二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ニトリ狛江ショッピングセンター

二 店舗所在地 狛江市岩戸南二丁目五百八十番二ほか

三 設置者名 カゴメアクセス株式会社

四 意見書

ア 提出者及び住所 個人 狛江市在住

イ 概要 (ア) 世田谷通りを右折する来店経路をやめるべきであること (イ) 世田谷通りに滞留を発生させないこと

ウ 収受日 平成二十八年十二月二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年一月六日から同年二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 江東区東砂二丁目計画

イ 店舗所在地 江東区東砂二丁目三十一番三

ウ 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

(二)ア 店舗名 (仮称) オーケー西新井店

イ 店舗所在地 足立区西新井一丁目三十九番一ほか

ウ 設置者名 オーケー株式会社

(二)ア 店舗名 スーパーベルクス浮間舟渡店

イ 店舗所在地 板橋区舟渡一丁目十一番二号ほか

ウ 設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス

(四)ア 店舗名 アトレ目黒1

イ 店舗所在地 品川区上大崎二丁目十六番九号ほか

ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(四)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成二十八年十二月八日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間 平成二十九年一月六日から同年二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当該公事事務局審理課に保管

し、送達を受けるべき者についても交付する。受領しないときは、平成29年1月26日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成29年1月6日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

記

1 事件名

平成27年第28号及び平成27年第28号の2  
都道八王子五日市線（秋川街道）改築工事（東京都八  
王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで）の  
ための土地収用事件

2 送達すべき書類

平成28年12月16日付け裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

住所及び氏名 不明

ただし、土地登記簿表題部所有者欄記  
載の名義人井上藤次郎外22名のうち井上  
藤次郎を除く22名又はその相続人

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

東京都八王子市中野上町五丁目3113番

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）

(2) 掲示を始めた年月日

平成29年1月6日

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001